

第1章 生活保障と世帯構造

早稲田大学教授
江澤 雅彦

【要約】

生活設計のフレーム・ワークの中で、生活上のリスクの処理自体、重要な「生活課題」を構成し、それは他の生活課題に比べてもその意義が特に大きい。したがって、リスクに対する保障が生活遂行を確保（保障）するための基本的条件になるという意味合いから、生活リスクに対する保障＝生活保障と規定する。

わが国の世帯構造を概観すると、遺族年金という具体的ケースにおいて、「母子世帯」と「父子世帯」で不公平な取扱いが行われ、また、「夫が正規雇用で、妻が専業主婦」という、もはや「標準世帯モデル」とはいえなくなった制度設計が、現状と齟齬をきたしている事実が確認できる。介護保障については、家族に肉体的・精神的負担がかかることが「要介護状態リスク」不安の中心であり、それゆえ、施設介護が選好される現状にある。

「生活設計は、経済的余裕がないから行わない」という考え方が強い。しかしながら、日々を「生きている」のではなく、「生きていく」ことを志向しつつ人生を築いていくことは、当該世帯、家計の年収、暮らし向きからは基本的に中立的である。生活設計というコンセプトは、すべての世帯、家計に必要なものであるという認識が重要である。

I. はじめに

本稿は以下の3つから構成されている。

第1に、先行研究者である水島一也名誉教授の所説をたどりながら、生活設計のフレーム・ワークを確認する。また、生活設計に遂行上大きな障害となりうる「生活リスク」の処理もまた、重要な「生活課題」であることを認識したうえで、「生活リスク」の保障＝生活保障が三層構造を成していることを論ずる。

第2に、わが国における生活保障の実施者である家計あるいは世帯の状況を、厚生労働省の「平成24年 国民生活基礎調査の概況」をもとに概観する。

第3に、こうした世帯あるいは家計が実施する生活保障をめぐる具体例として、「遺族年金」と「介護保障」の2つのケースを取り上げる。

Ⅱ. 生活設計と生活保障

1. 生活設計のフレーム・ワーク

英語の life の訳語として、「生命」、「人生」、「生活」等が挙げられる。`life insurance` を「生命保険」ではなく、その保障内容の拡大に鑑み、「生活保険」、「人生保険」と翻訳すべきとの考え方もある。人は生まれることで「生命」を与えられ、いずれ死亡する。誕生から死亡まで、その長さは人によって様々であるが、その期間が「人生」と呼ばれる。その期間をどのように過ごしていくか、その実態に注目するとき、「生活」の問題となる。

生活設計の課題を取り上げる際、保険学研究者である筆者としては、保険学の泰斗、水島一也・神戸大学名誉教授が1996年に上梓されたご著書『生活設計』（千倉書房）を「導きの糸」としたい。

水島教授は、生活設計を「意思性と計画性をもって生活を生涯にわたってマネージすること」とする第2次大戦前からすでに生まれていたコンセプトを紹介しつつ、これが経済面に視野が限定された、当時の所与の条件である「貧しさへの適応」だったと指摘されている⁽¹⁾。そして教授自身は、生活価値観の多様化・個別化に目配りすることの必要性を指摘する一方で、新しい生活設計の枠組みを、一般的論議として提示することの必要性を説いておられる。そして生活設計のフレーム・ワークを定立することが、新しい生活設計論を構築するための大前提となると主張され、「生活目的」、「生活目標」、「生活課題」という3つの要素を用いて、生活設計を体系化された⁽²⁾。

「生活目的」とは、文字通り、人間として生を受けたわれわれが、何のために生きるかという点であり、個々の人生観あるいは生活価値観によって差異が生じる。あえて抽象化すれば「自己の人生観、生活価値観に従って自己実現すること」といえるであろう。

この「生活目的」を達成するために、日々の生活において目指すべきものが「生活目標」である。「健康に生活を送る」、「安全に生活を送る」、「経済的、精神的にゆとりをもって生活を送る」といったものが想定される。

さらに、この「生活目標」に即して、われわれが達成すべきものとして設定されるのが「生活課題」である。住宅（持ち家か賃貸か）、子どもの教育（与える内容と振り向けるコスト）、自らの老後への備え、その他あらゆる衣食住をめぐる具体的な問題を処理していくための家計管理等である。

さらに、水島教授は、金銭面中心の生活設計から、より幅の広い生活の要素を組み入れた生活設計を目指した「生活資源」のコンセプトを導入したとして、財団法人生命保険文化センター（当時）の報告書の独自性を評価されている⁽³⁾。

そこで「生活資源」として、以下の5つが挙げられている。

- ①経済生活資源—収入、貯蓄などの金銭、および金銭との交換が可能な財（住宅、自動車等）。
- ②生活時間資源—自由な時間、仕事をする時間、夫婦の会話時間、地域活動の時間等。
- ③生活空間資源—静的な空間資源：住宅の周辺環境、住宅の広さ、各種機会の場等。
—動的な空間資源：活動空間（旅行）の広さ。
- ④人間関係資源—夫婦関係、親子関係、友人関係、職場の人間関係、地域との関係等。
- ⑤能力資源—生活を送る上での必要な能力、資質、技術（健康、体力、仕事の能力等）。

そして教授は、これら「金銭」、「時間」、「空間」、「人間関係」、「能力」を管理していくことこそが、生活設計であるとされている⁽⁴⁾。

自らの人生観にもとづいた「生活目的」を達成するために「生活目標」を想定し、それを具体的に実現していくために「生活課題」を処理していくこと。すなわち、「生きている」のではなく、「生きていく」ことを志向しつつ人生を築いていくこと、こうした点に生活設計に期待される役割があると考えられる。

2. 生活設計から生活保障へ

(1) 生活リスクの保障＝生活保障

われわれの生活は、日々、リスク（＝損害発生の可能性）にさらされている。一般に生老病死等といわれるが、それらが実現すれば、われわれは、①財産の喪失、②所得の喪失、③異常費用の負担のいずれかを余儀なくされる⁽⁵⁾。次に問題にすべきは、これら生活設計をするうえで攪乱要因となる、種々の生活関連のリスク＝生活リスクである。生活を計画的に遂行していこうとする場合、それを生活リスクが根底からくつがえす可能性を否定することはできない。そして、このようなリスクに対する保障が、重要な上述「生活課題」を構成することにもなり、またこれは「生活目的」の達成とも密接に関係しているという点で、他の生活課題に比べてもその意義が特に大きいといえる。リスクに対する保障が生活遂行を確保（保障）するための基本的条件になるという意味合いをこめて、生活リスクに対する保障を生活保障とよぶ⁽⁶⁾。

(2) 生活保障の構造について

1) 三層保障

一般に、生活保障は、三つの層を成しているとか、三本の柱から構成されているといわれる。「三層保障」の考え方にもとづけば、最下層に国の「社会保障」があって、ナショナル・ミニマムの水準までを担い、それに、企業の福利厚生・職場福祉政策にもとづく各種の給付が「職場保障」として付加され、さらにそのうえに個人の自助原則に立脚する「個人保障」が上乘せされるというものである。この3つの層それぞれの厚薄は、その国

の社会経済状況によって変わりうるものである。

わが国現行憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第25条）と国民の生存権を規定し、そうした基本理念のもと、特に高度成長期には経済成長の「果実」の一部が社会保障給付の充実に振り向けられてきた。現在でも生活保障の基底部分を構成するものが社会保障であり、その上に職場保障が乗っており、必要とされる生活保障の総体に至らない分（不足分）を補うものが、個人保障部分であり、これを加えることで、期待される生活保障の全体が形成されると理解されている⁽⁷⁾。

2) 社会保障制度改革国民会議報告書について

ここでわれわれは、今後のわが国の社会保障制度の道筋を規定するものと思われる『社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～』（平成25年8月6日）の中に示された基本的考え方を検討しておきたい。

同報告書では「日本の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべき」として、上述の三層ではなく、自助・共助・公助という考え方を打ち出している。そこでは、「国民の生活は、自らが働いて自らを支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである「共助」が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの「公助」が**補完**（ゴシックは筆者）する」と、それぞれの役割が説明されている。

ここで、「共助」の仕組みは、「国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組み」として、社会保険を、自助を基本に説明する点等は興味深い。また確かに報告書が指摘するとおり、社会保障が、現在、巨額の後代負担を生みながら、その運営を行っていることは、制度の持続可能性や世代間の公平という観点からも大きな問題であり、現在の世代の給付に必要な財源は、後代につけ回すことなく、現在の世代で確保できるようにすることが不可欠と考えられる。

「自助努力を支えることにより、公的制度への依存を減らす」とか、「負担可能な者は応分の負担を行う」ことによって社会保障の財源を生み出し、将来の社会を支える世代の負担が過大にならないようにする⁽⁸⁾といった現下の社会・経済状況にあって、こうした政策的配慮は理解しうる。ただ、前述のとおり、憲法25条にもとづき、国民の基本的人権の1つである生存権を具体化する最低限度の生活保障としての公的扶助等の「公助」が、自助・共助を「補完」という主張⁽⁹⁾には疑問を感じざるを得ない。

Ⅲ. 生活保障実施者としての世帯

1. 生活保障実施の枠組み

生活上のリスク保障＝生活保障を求める主体は、家計あるいは世帯である。家計あるいは世帯による生活保障の遂行は、所与の文化的状況の下でもつに至った「生活価値観」にもとづいて、他の個人や組織体との間に「生活諸関係」を形成し、これにより、生活を脅かすリスクに対する「保障資源」を獲得・享受する¹⁰⁾、といった形で実現される。

(1) 生活価値観

人が人である以上、行動する際には何がしかの価値観にもとづく。それを明確に意識するしないにかかわらず、行動には一定の価値観が働く。生活保障を要求する行動においても、家計あるいは世帯が有する価値観が重要な役割をもつ。

(2) 生活諸関係

生活保障を求める際に、家計あるいは世帯は、以下に説明する種々の個人や組織体との間に「生活諸関係」を形成する。

第1が、家族である。われわれは親を選ぶことができない。われわれは、われわれの意思とは無関係に特定の家族の一員として生を受ける。通常、少なくとも、出生から成人、結婚、あるいは独立までの間、われわれは家族に対し、生活保障機能を求める。

第2が、国家・自治体である。国民・住民の権利として、またこれらの機関に徴収される税、賦課金（保険料）を対価として、われわれは、法律等の一定の枠内で、一定の給付を受けることができる。

第3に、契約形態を通じた営利・非営利の事業者からの調達、家族を構成していない親類、友人・仲間、コミュニティ、職場（労働組合）等も考えられる。

(3) 生活保障資源

リスクに対して生活の遂行を確保（保障）する手段は「生活保障資源」と名付けられる。生活保障資源は、その提供者によって、「公的保障資源」と「私的保障資源」に分類される。前者は、国・地方公共団体などの行政当局により与えられる保障で、法律等の枠があり、家計、世帯のニーズを必ずしも考慮せず、基礎的な範囲にとどまるものである。

また後者の「私的保障資源」は、私的な関係、あるいは事業者との契約によってもたらされるもので、さらに、「非市場型保障資源」（純粹の共済的結合、ボランティア活動、友情、隣人愛、その特徴は関係者の相互扶助意識の存在、企業の福利厚生制度としての保障サービス）と、「市場取引型保障資源」（家計・世帯が市場において、保障サービスの提供を業とする機関—典型的には企業—との契約によって購入する保障サービス、保険商品、共済商品）に区分される¹¹⁾。

2. 世帯の動向把握—厚生労働省国民生活基礎調査

上述のとおり、家計あるいは世帯は、自らの生活価値観にもとづき、個人や組織体と生活諸関係を構築しつつ、その関係にもとづき生活保障資源を獲得あるいは利用して生活保障を実践していく。では、わが国において、生活保障の実施者である家計あるいは世帯はどのような状況下にあるか。以下、厚生労働省の「平成24年 国民生活基礎調査の概況」（平成25年7月4日、以下、「概況」）にもとづき、その動向を概観する⁽¹⁾。

(1) 世帯構造および世帯類型の状況

平成24年6月7日現在における全国の世帯総数（福島県を除く）は4,817万世帯となっている。昭和61年に対する増加率は28.3%増である。それに応じて平均世帯人員は、3.22人から2.57人へと20.1%減少した。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が昭和61年に4割を占め、他の世帯構造の占率を20ポイント以上引き離していたが、平成24年には1,466万8千世帯（全世帯の30.5%）と、2番目の「単独世帯」1,216万世帯（25.2%）と5ポイント程度、「夫婦のみの世帯」1,097万7千世帯（同22.8%）と8ポイント程度の差となった。

世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は1,024万1千世帯（全体の21.3%）と、占率ベースで昭和61年の3倍以上に増大している。なお、「母子世帯」および「父子世帯」については、昭和61年以降、占率に変化はない⁽²⁾。前者が1.5%、後者が0.2%となっている【図表1】。

【図表1 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数、構成割合及び平均世帯人員の年次推移】

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 329	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
22	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
23	46 684	11 787	10 575	14 443	3 263	3 436	3 180	9 581	759	96	36 248	2.58
24	48 170	12 160	10 977	14 668	3 348	3 648	3 370	10 241	703	81	37 146	2.57
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	-
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	-
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	-
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	-
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	-
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	-
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	-
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	-
22	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	-
23	100.0	25.2	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8	20.5	1.6	0.2	77.6	-
24	100.0	25.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0	21.3	1.5	0.2	77.1	-

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.3.

(2) 65歳以上の者の状況

65歳以上の者（福島県を除く）は3,026万6千人となっている。

家族形態別にみると、「子と同居」の者が1,280万8千人（65歳以上の者の42.3%）で最も高いが、昭和61年には6割を超えていたことからみて、その減少ぶりは顕著である。またその内訳が、「子夫婦との同居の大幅減」（46.7%→16.0%）と「配偶者のいない子との同居の増加」（17.6%→26.4%）に分解できることは興味深い。次いで「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が65歳以上）の者が1,134万9千人（37.5%）、「単独世帯」の者が486万8千人（同16.1%）となっている。昭和61年からみて前者は15.5ポイント、後者は5ポイントの増加となっている【図表2】。

【図表2 家族形態別にみた65歳以上の者の数及び構成割合の年次推移】

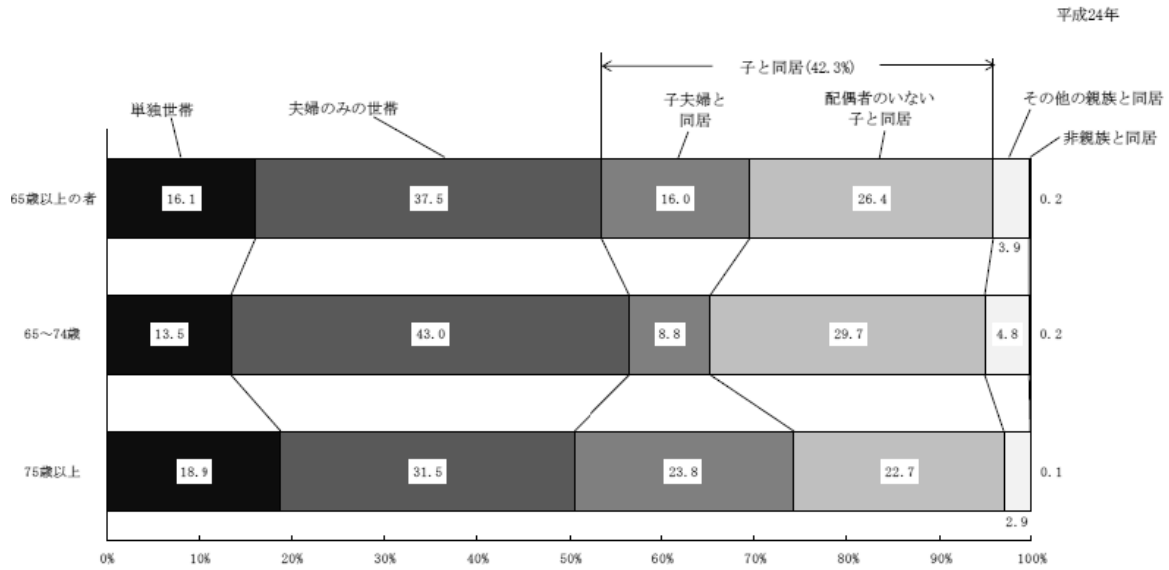
年次	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居		その他の親族と同居	非親族と同居
					同居	配偶者のいない子と同居		
推 計 数 (単位：千人)								
昭和61年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
平成元年	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
4	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
7	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
10	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
13	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
16	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
19	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
22	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
23	27 979	4 697	10 413	11 799	4 639	7 160	1 040	29
24	30 266	4 868	11 349	12 808	4 829	7 979	1 184	58
構 成 割 合 (単位：%)								
昭和61年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
平成元年	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
4	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
7	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
10	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
13	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
16	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
19	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
22	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
23	100.0	16.8	37.2	42.2	16.6	25.6	3.7	0.1
24	100.0	16.1	37.5	42.3	16.0	26.4	3.9	0.2

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.6.

これを年齢階級別にみた場合、「75歳以上」の者は「65～74歳」の者に比べ、「単独世帯」の割合が高くなっている点に注目したい。しかも後期高齢者の独居率は2割に達しようとしている【図表3】。

【図表3 年齢階級・家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合】



出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.6.

(3) 児童のいる世帯の状況

児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯（福島県を除く）は1,200万3千世帯（全世帯の24.9%）となっている。児童のいる世帯の平均児童数は、昭和61年の1.83人から平成24年の1.72人へと逡減している⁽¹⁴⁾。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が863万2千世帯（児童のいる世帯の71.9%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が215万6千世帯（同18.0%）となっている。昭和61年からの占率変化として、前者が6.5ポイントの増加、後者が9ポイントの減少である【図表4】。

【図表4 世帯構造別にみた児童のいる世帯数、構成割合及び平均児童数の年次推移】

年次	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	核家族世帯				三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯平均児童数
			推計数	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	推計数			
推計数 (単位：千世帯)									
昭和61年	17 364	(46.2)	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83	
平成元年	16 426	(41.7)	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81	
4	15 009	(36.4)	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80	
7	13 586	(33.3)	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78	
10	13 453	(30.2)	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77	
13	13 156	(28.8)	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75	
16	12 916	(27.9)	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73	
19	12 499	(26.0)	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71	
22	12 324	(25.3)	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70	
23	11 801	(25.3)	9 330	8 459	872	2 032	439	1.73	
24	12 003	(24.9)	9 430	8 632	798	2 156	418	1.72	
構成割合 (単位：%)									
昭和61年	100.0	・	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・	
平成元年	100.0	・	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・	
4	100.0	・	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・	
7	100.0	・	69.3	65.1	4.3	26.9	3.8	・	
10	100.0	・	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・	
13	100.0	・	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・	
16	100.0	・	74.2	68.5	5.7	22.5	2.6	・	
19	100.0	・	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・	
22	100.0	・	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・	
23	100.0	・	79.1	71.7	7.4	17.2	3.7	・	
24	100.0	・	78.6	71.9	6.6	18.0	3.5	・	

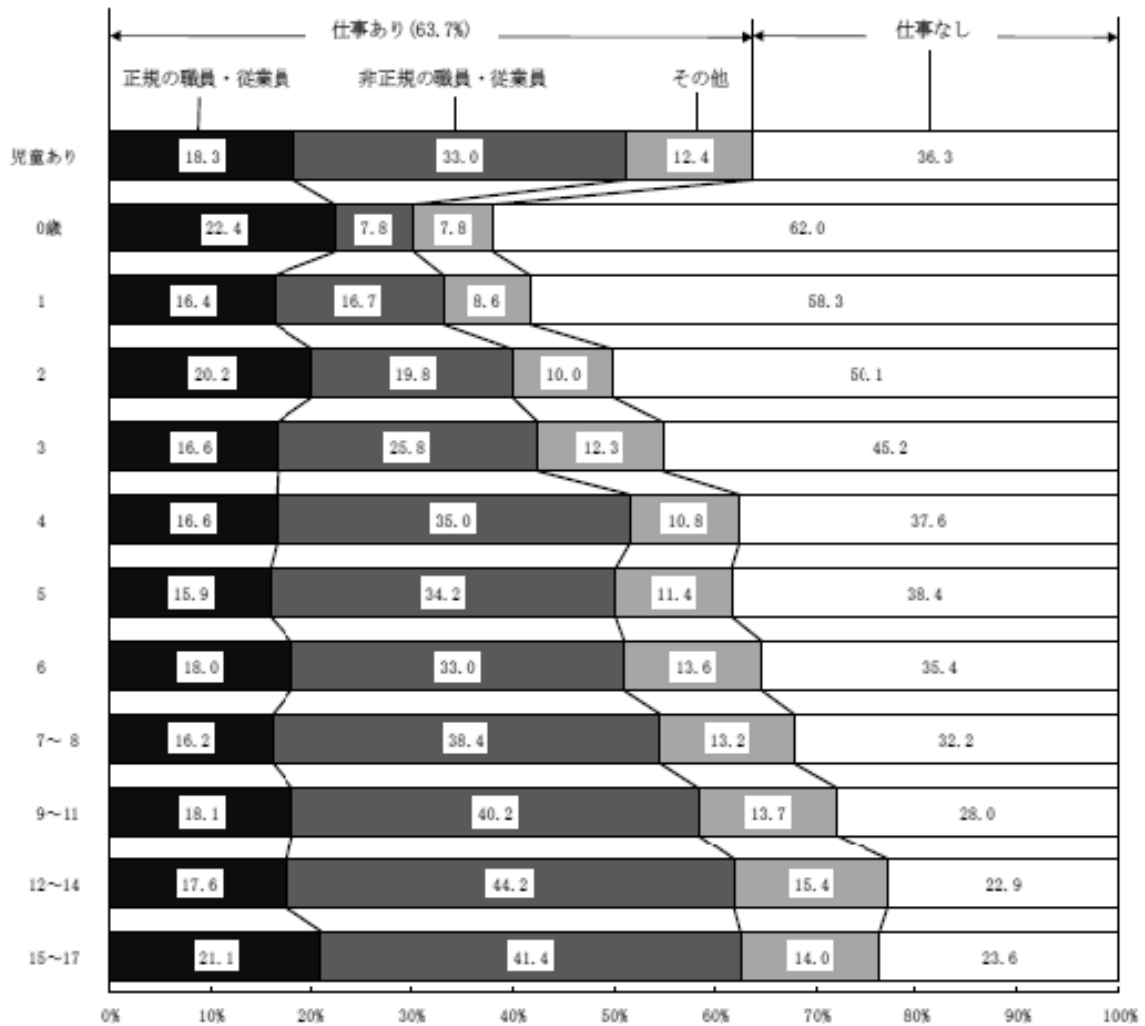
注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。
 4)「その他の世帯」には、単独世帯を含む。

出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.7.

児童のいる世帯（福島県を除く）における母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は63.7%となっている。末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」⁽¹⁵⁾の母の割合が高くなる傾向がある【図表5】。

【図表5 末子の年齢階級別にみた母の仕事の有無、正規・非正規等の構成割合】

平成24年



注：1) 福島県を除いたものである。
 2) 「その他」には、日営業主、家族従業者、会社・団体等の役員、内職、その他、勤め先が不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。
 3) 「母の仕事の有無不詳」を含まない。

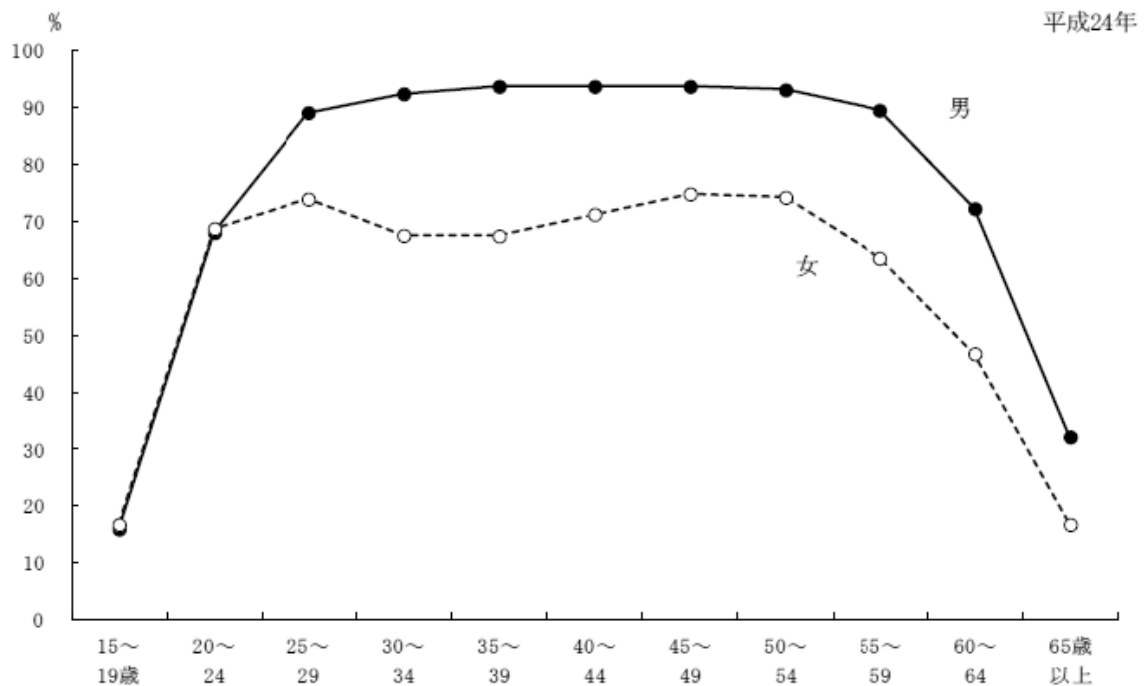
出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.8.

母親には基本的に就労意欲なり就労ニーズがある。ただし、末子の誕生で育児に専念する必要が生じ、特にそれが非正規の職員・従業員の場合には低い占率（7.8%）という形で明示される。その後末子の成長につれて増加する母親「非正規の職員・従業員」のうち一定の割合を、本人の希望また能力を前提に「正規の職員・従業員」に移行させる措置（母親の就業機会の質的向上）が求められる。

(4) 15歳以上の者の就業の状況

15歳以上の者（福島県を除く）の仕事の有無を性・年齢階級別にみると、男性は「25～29歳」から「55～59歳」までの「仕事あり」の割合がほぼ9割を超える「台形型」になっている。それに対し女性は「30～34歳」「35～39歳」を谷とする「M字型」となっている【図表6】。子育てのための女性の就業の「一時的な断念」、「その後の復帰」が表れている。

【図表6 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事ありの割合】



注：1) 福島県を除いたものである。
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.9.

仕事ありの者（福島県を除く）のうち、役員以外の雇用をみると、「正規の職員・従業員」の割合が61.1%、「非正規の職員・従業員」の割合が38.9%となっている。

性・年齢階級別にみると、男性は「30～34歳」から「55～59歳」までの「正規の職員・従業員」の割合が8割を超えている。女性は「20～24歳」から「30～34歳」までの「正規の職員・従業員」の割合が5割を超えており、それ以外の年齢階級では「非正規の職員・従業員」の割合が5割を超えている【図表7】。

【図表7 性・年齢階級別にみた15歳以上の役員以外の雇用者の構成割合】

(単位：%) 平成24年

年齢階級	総数			男			女		
	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	役員以外の 雇用者	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員
総数	100.0	61.1	38.9	100.0	77.5	22.5	100.0	41.7	58.3
15～19歳	100.0	27.4	72.6	100.0	31.6	68.4	100.0	23.1	76.9
20～24	100.0	56.0	44.0	100.0	59.1	40.9	100.0	53.1	46.9
25～29	100.0	71.5	28.5	100.0	79.5	20.5	100.0	62.4	37.6
30～34	100.0	72.2	27.8	100.0	86.8	13.2	100.0	54.4	45.6
35～39	100.0	71.2	28.8	100.0	90.7	9.3	100.0	46.5	53.5
40～44	100.0	67.3	32.7	100.0	91.3	8.7	100.0	39.0	61.0
45～49	100.0	67.0	33.0	100.0	90.9	9.1	100.0	39.7	60.3
50～54	100.0	65.5	34.5	100.0	89.4	10.6	100.0	39.7	60.3
55～59	100.0	63.2	36.8	100.0	85.9	14.1	100.0	35.8	64.2
60～64	100.0	32.7	67.3	100.0	42.5	57.5	100.0	19.3	80.7
65歳以上	100.0	21.8	78.2	100.0	27.3	72.7	100.0	13.6	86.4

注：1) 福島県を除いたものである。
2) 「勤め先での呼称不詳」を含まない。

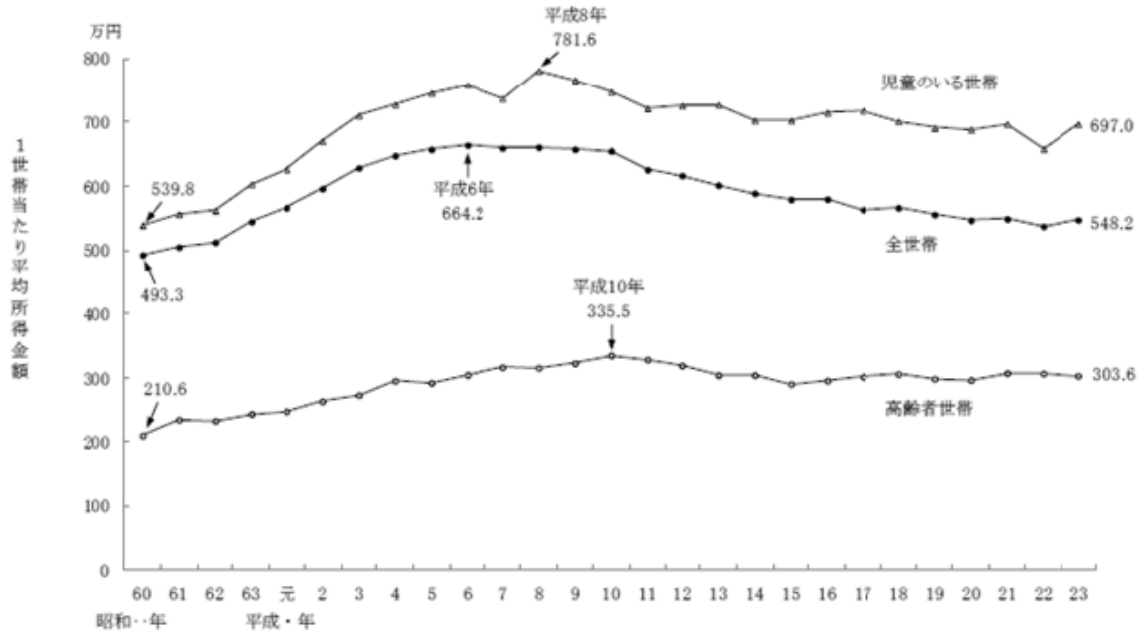
出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.10.

「非正規雇用」というと、ここでいう38.9%というグロスの非正規雇用割合が取り上げられがちであるが、「35～49歳」のいわば子育て世代においてその数字が、男性は10%未満、女性は50～60%という「男女格差」にむしろ問題の本質があるといえる。

(5) 年次別の所得の状況

平成23年の1世帯当たり平均所得金額（福島県を除く）は、「全世帯」が548万2千円となっている。また、「高齢者世帯」が303万6千円、「児童のいる世帯」が697万円となっている。それぞれの過去の最高額は、「全世帯」が平成6年の664万2千円、「高齢者世帯」が平成10年の335万5千円、「児童のいる世帯」が平成8年の781万6千円となっている【図表8】。それぞれ、17.5%、9.5%、10.8%の減少率である。

【図表8 1世帯当たり平均所得金額の年次推移】



注：1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.12.

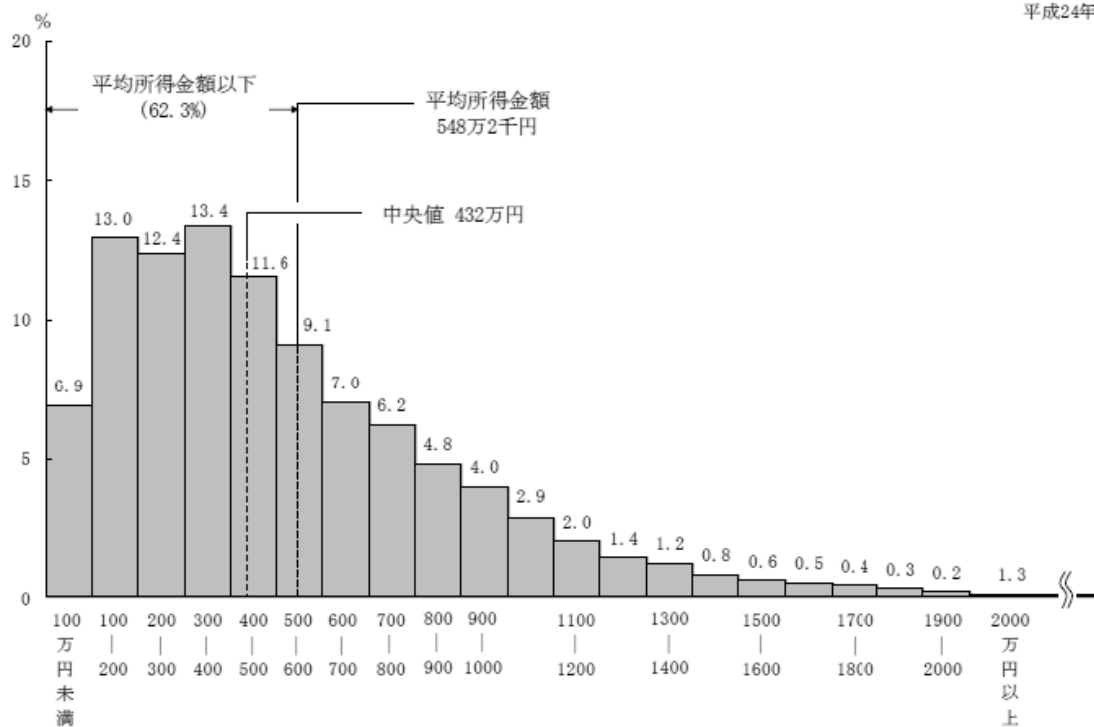
(6) 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数（福島県を除く）の相対度数分布をみると、「300～400万円未満」が13.4%、「100～200万円未満」が13.0%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は432万円であり、平均所得金額（548万2千円）以下の割合は62.3%となっている【図表9】。所得金額が平均額以下の世帯数が6割強、中央値が平均額を116万円下回っている点から、「所得格差」を見て取ることができる。

【図表9 世帯数の所得金額階級別相対度数分布】

平成24年調査

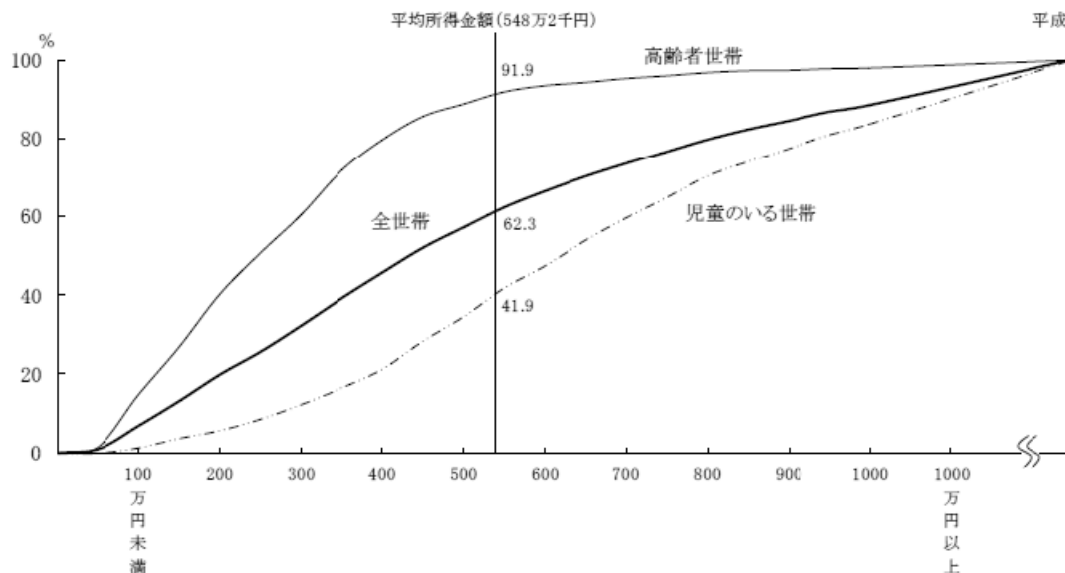


注：福島県を除いたものである。

出典）厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.13.

【図表10 世帯数の所得金額別累積度数分布】

平成24年調査



注：福島県を除いたものである。

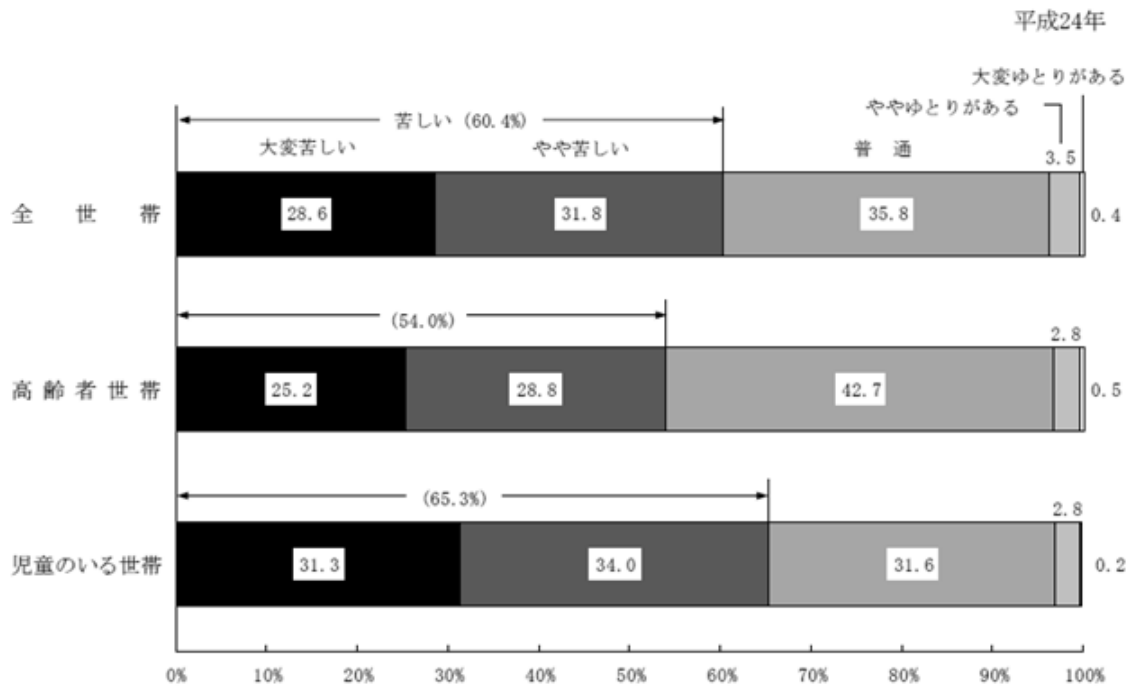
出典）厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.13.

各種世帯（福島県を除く）について、平均所得金額（548万2千円）以下の割合をみると、「高齢者世帯」が91.9%、「児童のいる世帯」が41.9%となっている【図表10】。格差の下層部分を高齢者世帯、児童のいる世帯が構成している。

(7) 生活意識の状況

生活意識別に世帯数（福島県を除く）の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」と答えた世帯の割合は、「全世帯」が60.4%となっている。また、「児童のいる世帯」が65.3%、「高齢者世帯」が54.0%となっている【図表11】。上述の所得の分布状況を合わせてみると、平均所得金額以下の割合の少ない「児童のいる世帯」の方が、「高齢者世帯」より生活苦が深刻とのことである。育児に関わるコスト負担が原因と考えられる。

【図表11 生活意識別にみた世帯数の構成割合】



出典) 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」p.16.

IV. 世帯動向を踏まえた生活保障上の具体的問題

以下では、上述の世帯動向を踏まえた生活保障をめぐり、その具体例として、遺族年金と介護保障の2つの問題を取り上げたい。

1. 遺族年金をめぐる問題

(1) 遺族基礎年金の支給対象拡大

前節【図表1】において、「母子世帯」および「父子世帯」については、昭和61年以降、占率に変化はない。前者が1.5%、後者が0.2%となっている。このように数自体は少ないものの、両者の遺族年金上の取り扱い、制度発足から不公平なものであった。その不公平が今春から一部是正されることとなった⁶⁾。

政府は2014年1月10日、現在は母子家庭に限られている遺族年金の支給対象を同年4月から父子家庭にも広げる制度改正の関係政令を閣議決定した。厚生労働省は当初、会社員らに扶養される配偶者が亡くなったケースを一律で支給対象から外す案をまとめ、公表していた。だが反対意見が相次ぎ、この部分を削除することとなった。

従来から遺族年金には、国民共通の遺族基礎年金と、会社員向けの遺族厚生年金などがある。遺族基礎年金の支給対象は現在、夫を亡くした妻と子の母子世帯などに限られる。夫を一律に「生計維持者」とみなし、共働きでも残された妻の年収が850万円未満なら支給する。しかし「性別で差をつけるのは不合理」との主張がなされ、父子世帯も対象とする法改正が2012年に成立し、今年4月から実施されることとなっていた。

あわせて厚生労働省は、生計維持者を実情で認定するよう、遺族基礎年金と遺族厚生年金で支給要件の見直しを検討した。亡くなったのが、収入が少なく配偶者に扶養される「第3号被保険者」だった場合は、一律に対象外とする政令案をまとめた。

しかしながら、2013年11月から実施したパブリックコメントにおいて、社会保険労務士の団体などから「不公平が生じる」との批判が続出した。会社勤めで家計を支えた夫が病気で仕事をやめ妻に扶養される状況になった後に死亡した場合なども、遺族年金が受け取れなくなるというのが批判の主な内容である。これを受け厚生労働省は、「第3号被保険者」部分を政令から削除した。

(2) 遺族補償年金の受給資格問題

これは、「夫が正規雇用で、妻が専業主婦」という従来「標準」とされてきた家族のモデルがすでに「標準」ではなくなり（前節【図表5】でも児童あり母親のうち、「仕事なし」は36.3%にとどまっている）、そうした状況と齟齬をきたした遺族補償年金が改定を求められたケースである。

地方公務員災害補償法にもとづく遺族補償年金をめぐり、受給資格で男性にだけ年齢制限の規定があるのが法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、公立中学教諭の妻（当

時51歳)を亡くした堺市の男性(同66歳)が、地方公務員災害補償基金(東京)に年金不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪地方裁判所は2013年11月25日、当該規定は「違憲」として同基金の決定を取り消した¹⁷⁾。

原告側によると、年金の受給資格(年齢)をめぐる男女差を違憲とした初めての司法判断である。判決は、1967年施行の地方公務員災害補償法が遺族補償年金の受給資格に男女差を設けていることについて「制定時は正社員の夫と専業主婦からなる世帯が一般的で、合理性があった」と指摘した。

しかし、裁判所は、現在は①専業主婦よりも共働き世帯の方が多い、②男性の非正規雇用が増加—として「社会状況が大きく変化した」と判断した。その上で「今日の一般的な家庭モデルは共働き世代だ。配偶者の性別で受給権の有無を分けるような差別的取り扱いには合理性がない」と結論づけた。この判決は、女性の社会進出が進み、男女の働き方が変わるという現在の社会情勢を踏まえた司法判断であり、またこの判決により、その働き方の変化=男女の公平化がさらに進展することが期待される。

2. 介護保障をめぐる問題

前節【図表3】において、65歳以上の者で「子と同居」は4割強、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」が6割弱との状況が確認できた。また、後期高齢者の独居率も2割に達しようとしている。

こうした状況下、高齢者、また高齢者と同居する子どもにとっては、自らが要介護状態に陥る「要介護状態リスク」、あるいは親、近親者等の要介護者に対し身体的、精神的、金銭的負担を負いつつ介護を行う「介護リスク」が存在する。こうしたリスクに対する保障、すなわち生活保障は今日のような世帯構造下においてきわめて重大な問題である。

(1) 介護をめぐる2つのリスク

(公財)生命保険文化センターは、平成25年12月に、『平成25年度 生活保障に関する調査』(以下「調査」)を公表している¹⁸⁾。その調査の中から、介護保障に関する種々のデータを確認することができる。

第1が、「介護に対する不安意識」の調査である。

これには、前述の2つのリスク、すなわち、「要介護状態リスク」と、「介護リスク」に対する不安がある。

前者のリスクに対する不安の有無をみると、「不安感あり」は90.0%、「不安感なし」は7.4%となっている。「不安感あり」の内訳は、「非常に不安を感じる」40.8%、「不安を感じる」30.2%、「少し不安を感じる」18.9%と、不安感の大きな者ほどその占率が高い状況にある¹⁹⁾。また、「不安感あり」とした人の具体的な不安の内容をみると、「家族の肉体的・精神的負担」が64.9%と最も高く、以下「公的介護保険だけでは不十分」61.8%、「家族の経済的負担」52.6%、「介護サービスの費用がわからない」49.3%の順となっている²⁰⁾。

後者、すなわち「介護リスク」に対する不安の有無をみると、「不安感あり」は82.1%、「不安感なし」は15.5%となっている。「不安感あり」の内訳は、「非常に不安を感じる」28.5%、「不安を感じる」30.4%、「少し不安を感じる」23.2%となっている²¹⁾。

親などを介護する場合に「不安感あり」とした人の具体的な不安の内容をみると、「自分の肉体的・精神的負担」が65.3%と最も高く、以下「自分の時間が拘束される」51.5%、「公的介護保険だけでは不十分」51.1%、「自分の経済的負担」50.3%の順となっている²²⁾。

以上、要するに「介護に対する不安」は、「要介護状態リスク」であれ、「介護リスク」であれ、自分あるいは家族に肉体的・精神的負担がかかることにその中心がある。次に検討する、在宅介護、施設介護、いずれの形がとられるにせよ、家族の使命は、当該要介護者のための介護方針に関する最終意思決定として、それ以外の具体的な介護行為は基本的に、ケアマネージャー、ヘルパー等の専門家に役割分担を委ねるといった姿勢が望まれよう。

(2) 在宅介護か、施設介護か

「調査」では、「要介護状態リスク」を踏まえて、自らが、要介護状態になった場合に、在宅介護と施設介護のどちらを望んでいるか、またその選択理由もあわせて尋ねている。

その結果、「公的な介護老人福祉施設など」が35.2%と最も高く、次いで「自分の家」32.7%、「介護などのサービス付き住宅」12.9%となっている。また、「在宅介護」か「施設介護」か、ということでは、前者が33.5%、後者が60.1%となっている²³⁾。

また、施設での介護を望む人が、どのような理由で施設介護を望んでいるかをみると、「家族に迷惑をかけたくないから」が82.5%と最も高く、以下「充実した介護が受けられそうだから」(38.8%)、「専門的な医療が受けられるから」(33.6%)となっている²⁴⁾。

家族に肉体的・精神的負担がかかることが、「要介護状態リスク」に関する不安の中心であった。そしてこれを回避するため、家族に迷惑のかからない施設介護が選好されることになる。前述した内容との関連でいえば、「要介護状態リスク」を保障するための「生活諸関係」を結ぶ対象として、家族は劣位におかれているのである。

また実際に、施設介護を選択するとすれば、「公的保障資源」としては、特別養護老人ホーム（認知症などで常に日常の介護が必要な場合の施設）、老人保健施設（家庭への復帰を目指す介護施設）、介護療養型医療施設（心臓疾患などで長期間の療養が必要な場合の施設）がある。さらに「私的保障資源」としては、在宅型有料老人ホーム（食事などの日常生活サービスを提供する老人ホームで、介護サービスは訪問介護などの外部事業者を利用）、介護付き有料老人ホーム（介護から生活支援まで、すべての介護サービスを提供する老人ホーム。ホーム常駐のケアスタッフがサービスを提供する）等が、選択対象となる。

(3) 公的介護保険に対する意識

自分の「要介護状態リスク」に対し、介護費用が公的介護保険でまかなえると考えているのかをみると、「まかなえると思う」は9.0%、「まかなえるとは思わない」は82.7%となっている⁽²⁵⁾。また、自分自身が要介護状態になった場合の準備は、公的保障の充実を志向しているのか、自助努力を志向しているのかをみると、「公的保障充実志向」は46.2%、「自助努力志向」は46.0%と拮抗している⁽²⁶⁾。

生活保障を実践する世帯は、「要介護状態リスク」処理に際して、公的保障資源と私的保障資源のほぼ同等の役割を期待している。

(4) 「要介護状態リスク」に対する私的準備状況

自分自身が要介護状態になった場合の経済的な準備状況をみると、「準備している」は42.1%、「準備していない」は55.4%となっている。他の保障領域の「準備している」は、医療保障（82.8%）、老後保障（62.7%）、死亡保障（70.5%）と比較すると、その割合は低く、最も準備が進んでいない保障領域である。また、具体的な準備手段をみると、「預貯金」が30.2%と最も高く、次いで「生命保険」（22.7%）となっている⁽²⁷⁾。

介護に対する私的な経済的準備に公的介護保険を加えた、介護資金準備の充足感をみると、「充足感あり」11.9%、「充足感なし」は73.9%と感じている⁽²⁸⁾。

介護に対する今後の経済的な準備意向をみると、「準備意向あり」は75.8%、「準備意向なし」は19.7%となっている⁽²⁹⁾。

(5) 市場取引型保障資源利用の必要性

以上、高齢者と子の同居、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯に注目した場合に、重視されるようになると予想される「要介護状態リスク」、「介護リスク」に対する保障につき、世帯側がどの程度不安を有し、またどのようにそれに対処しようとしているかその動向を調査データにもとづき検討した。

自分が要介護状態になった場合、どのような形で介護を受けたいか—「在宅介護」か「施設介護」か—という問いに対し、家族に肉体的・精神的負担をかけることをきらって、あるいはそれらの負担をかける家族を持たないことを理由に、6割超の人が施設における介護を選んでいるという事実を重く受け止める必要がある。それは、公的介護保険の給付を含む社会保障給付費を国家財政健全化の名の下に削減しようとする政府の「施設介護から在宅介護へ」という方針に逆行するものであるからである。

その結果、「公的保障資源」としての特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等の利用機会は狭められ、相対的に費用負担の重い「私的保障資源」である、在宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等への入居を余儀なくされる。そうした費用をまかなうために、「要介護状態リスク」に対応した「市場取引型保障資源」、すなわち介護保険商品あるいは介護共済商品には大きな可能性が存在する。それは、前述のとおり

り、自分自身が要介護状態になった場合の準備について、「公的保障充実志向」と「自助努力志向」がほぼ拮抗していること、また、介護資金準備に関し世帯の側が充足感を覚えるまでには未だ大きな余地が残されているからである。

V. むすびにかえて

本稿Ⅳ節で紹介した（公財）生命保険文化センターの『平成25年度 生活保障に関する調査』においては、「自分や家族の将来をどのようにしたいか、そのための経済的準備をどうしたらよいかといった、具体的な生活設計を立てているか」との質問もなされている³⁰。

結果は、「生活設計あり」が39.2%、「生活設計なし」が55.7%であった。

また、「生活設計なし」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「経済的余裕がないから」が29.7%と最も高く、以下「将来の見通しを立て難いから」29.3%、「なんとか暮らしていけるから」16.2%と続く。「生活設計の前提に、経済的余裕あり」ということは、「生活設計あり」と答えた者が男女とも高年収層ほど高くなっていることから確認できる（男性でいえば、「生活設計あり」は、年収500～700万円未満47.5%、700～1,000万円未満55.9%、1,000万円以上62.4%である）。

本稿では、生活設計の役割を、自らの人生観にもとづいた「生活目的」を達成するために「生活目標」を想定し、それを具体的に実現していくために「生活課題」を処理していくことを通じて、「生きている」のではなく、「生きていく」ことを志向しつつ人生を築いていくこと、と捉えた。この考え方は、当該世帯、家計の年収、暮らし向きからは基本的に中立的である。

本稿Ⅲ節で検討した「厚生労働省国民生活基礎調査」においても、客観的には「高齢者世帯」の9割強、また「児童のいる世帯」の4割強が、全世帯の平均所得金額以下となっており、主観的には前者の5割強、後者の6割強が、「生活が大変苦しい」、あるいは「やや苦しい」と答えている。生活設計というコンセプトは、決して経済的余裕のある家計、世帯のみのものではなく、それぞれ具体的には別の形は取り得るものの、「生きていく」ことを課せられた、すべての世帯、家計に必要なものであるとの認識が重要であろう。

【参考文献】

- ・江澤雅彦[2013]「保険の意義と仕組み」大谷孝一編著『保険論 第3版』pp.21 - 35、成文堂。
- ・宮本太郎（編）[2013]『生活保障の戦略－教育・雇用・社会保障をつなぐ』岩波書店。
- ・宮本太郎 [2013]「社会保障システムの再構築に向けて 第5回：雇用の変容と社会

保障改革 新しい連携へ』『生活福祉研究』通巻83号、pp.4 - 16。

- ・水島一也[1996]『生活設計』千倉書房。
- ・水島一也[2006]『現代保険経済 第8版』千倉書房。
- ・西村周三監修[2012]『日本社会の生活不安—自助・共助・公助の新たなかたち—』慶應義塾大学出版会。
- ・重川純子[2013]「高齢期のライフステージ移行による家計変動」『生活福祉研究』通巻82号、pp.20 - 38。

注(1) 水島[1996]p.16参照。

(2) 水島[1996]p.36参照。

(3) 水島[1996]p.23参照。財団法人生命保険文化センター（当時）の報告書『長寿時代の生活の設計—二十一世紀における豊かな生活像を求めて』（1992年）に関する評価である。

(4) 水島[1996]p.25参照。

(5) 江澤[2013]p.24参照。なおここで想定しているのは、実現すると損害のみが発生する「純粹リスク」であって、実現した結果によっては損害も利得も発生しうる「投機的リスク」は慮外におかれている。

(6) 水島[1996]p.118参照。

(7) 水島[1996]p.139参照。

(8) 同報告書p.3参照。

(9) 同報告書p.2参照。

(10) 水島[1996]pp.121 - 130参照。

(11) 水島[1996]p.119、pp.127 - 129参照。

(12) ここで「世帯」とは、住居及びを共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう（同調査の『用語の説明』p.27参照）。

(13) ここで「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいい、「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう（同調査の『用語の説明』p.27参照）。

(14) 別のデータでは、児童のいる世帯（24.9%）の内訳は、児童1人の世帯（10.8%）、児童2人の世帯（10.9%）、児童3人以上の世帯（3.3%）となっている。

(15) ここで「非正規の職員・従業員」とは、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託等からなる（同調査の『用語の説明』p.28参照）。

(16) 2014年1月11日付朝日新聞朝刊「扶養の夫・妻死亡も支給」参照。

(17) 2013年11月26日付日本経済新聞朝刊「遺族年金 男女差は違憲」参照。

地方公務員災害補償法第32条第1項第1号によれば、職員の配偶者である夫が60歳未満の場合、遺族補償年金を受け取ることはできない。

(18) 同調査は、①調査地域 全国（400地点）、②調査対象 18～69歳の男女個人、③調査時期 平成25年4月13日～6月10日、④回収サンプル 4,043である（同報告書p.1）。

(19) 報告書p.139参照。

(20) 報告書p.141参照。

(21) 報告書p.143参照。

(22) 報告書p.145参照。

(23) 報告書p.147参照。

(24) 報告書p.155参照。

- (25) 報告書 p.157 参照。
- (26) 報告書 p.157 参照。
- (27) 報告書 p.164 参照。
- (28) 報告書 p.168 参照。
- (29) 報告書 p.168 参照。
- (30) 報告書 pp.9 - 10 参照。